

包括加盟店規約（海外コード決済用）

Ver1.0

2023.11

株式会社スマレジ

包括加盟店規約（海外コード決済用）

第1条（加盟店）

1. 当社に加盟を申込み、当社及び海外決済ブランド（第2条で定義します）が加盟を認めた法人、個人又は団体を加盟店とします。
2. 加盟店になろうとする者は、本規約に同意のうえ、当社所定の方法により加盟を申込みものとし、かかる申込を受けた場合、当社は審査を行うものとします。かかる審査には、海外決済ブランドによる審査を含み、加盟店になろうとする者は、当社に提出した資料又は届け出た情報の全部若しくは一部が海外決済ブランドに対して提供されること、かかる審査の結果によって海外コード決済（第2条で定義します）の提供を受けられない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。かかる審査の結果、当社が加盟を認めたときに本規約に基づく本契約が成立するものとします。
3. 加盟店は、本規約に基づき海外コード決済を取り扱う店舗及び施設（以下「取扱店舗」といいます）を指定のうえ、あらかじめ当社に届出し、当社及び海外決済ブランドの承認を得るものとします。当社又は海外決済ブランドの承認のない取扱店舗で海外コード決済を取り扱うことはできないものとします。
4. 加盟店は、本規約に従い海外コード決済を取り扱う取扱店舗内外の見易いところに当社の指定する加盟店標識等を掲示するものとします。
5. 加盟店は、日本国内における海外コード決済の利用を促進するために、当社、海外決済ブランド、当社又は海外決済ブランドが指定する第三者が加盟店の個別の承諾を得ることなく、印刷物、ウェブサイトその他の広告媒体に加盟店、加盟店の取扱店舗店の名称、所在地その他当社が指定する情報を掲載する場合があることをあらかじめ承諾するものとします。
6. 加盟店は、本契約上の地位を第三者に譲渡（合併、会社分割等の組織再編行為によるものであるかを問いません）できないものとします。

第2条（定義）

本規約において、以下に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとします。

（1）会員

第2号に定める海外決済ブランド所定の規約に同意し、第5号に定めるコード等を利用して海外コード決済を利用することを認められた者をいいます。

（2）海外決済ブランド

加盟店の取り扱うサービスに合わせ、支付宝（中国）网络技术有限公司、Tenpay Payment Technology Co., Ltd. 及び UnionPay International の全て又はいずれかを指すものとします。また、海外決済ブランドが海外コード決済の提供者として指定する会社又は組織がある場合は、当該会社又は組織を含むものとします。

（3）海外決済ブランドの規則等

海外ブランドが定める規則、ルール、規範、基準、レギュレーション、ガイドライン等、海外決済ブランドの指示、命令、要請等をいいます。

（4）海外コード決済

加盟店の取り扱うサービスに合わせ、Alipay+、WeChat Pay 及び銀聯 QR の全て又はいずれかを指すものとします。

（5）コード等

海外コード決済に関して、海外決済ブランド又は当社が発行するコード（一次元コード、二次元コードその他その後の技術革新による情報コードを含みます）等の番号、記号その他決済に必要となる情報を記録したもので、以下の①及び②の総称をいいます。

- ①海外決済ブランドが会員に発行し、会員が海外コード決済による決済を行う端末上に表示するもので、会員を特定するための情報その他決済に必要となる情報を記録したもので（以下「会員コード」といいます）
- ②海外決済ブランドが加盟店に発行し、取扱店舗における掲示、加盟店の端末上での表示その他当社が指定する方法により加盟店が会員に対して掲示するもので、加盟店を特定するための情報その他決済に必要となる情報を記録したもので

(6) 端末

加盟店又は会員が所有又は管理するスマートフォン端末、タブレット端末、POS レジ端末その他の電子機器であって、海外コード決済の利用のために使用できるものとして当社が認めたものをいいます。

第3条（表明・保証）

1. 加盟店は、当社に対し、本規約の締結にあたり、本契約締結日時点及び本契約の有効期間中において、以下の事項が真実かつ正確であることを表明し、保証します。
 - (1) 行為能力
加盟店は、適用法令上、本契約を締結し、これらに基づく権利を行使し、義務を履行する権利能力及び行為能力を有すること
 - (2) 社内手続
加盟店は、本契約を締結し、これらに基づく権利を行使し、義務を履行するために、法令及び定款その他の社内規則に基づき要求される内部手続を適法かつ適正に完了していること
 - (3) 適法性等
本契約を加盟店が締結し又は加盟店がこれらに基づく権利を行使し、若しくは義務を履行することは、加盟店に対して適用のある一切の法令、加盟店の定款その他の社内規則に抵触せず、加盟店を当事者とする契約の違反又は債務不履行事由とはならないこと
 - (4) 有効な契約
本契約は、これを締結した加盟店につき適法、有効かつ拘束力のある契約であること
 - (5) 非詐害性
加盟店は、現在債務超過ではなく、加盟店が本契約を締結することは、詐害行為取消の対象とはならず、加盟店の知り得る限り、本契約について詐害行為取消その他の異議を主張する第三者は存在しないこと
 - (6) 提供情報の正確性
加盟店が、本規約の締結にあたって当社に提供した情報は、正確かつ最新であり、かつ、重要な情報は全て当社に提供されていること
2. 加盟店は、当社に対し本契約の締結にあたり、加盟店（その役員及び従業員を含み、以下本項において同じとします）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、テロリスト、日本政府又は外国政府が経済制裁、資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます）又は次の
 - (1) の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証するとともに、将来においても自らが暴力団員等又は次の (1) の各号のいずれにも該当しないこと、自ら又は第三者を利用

して次の（２）の各号のいずれかに該当する行為を一切行わないことを確約し、自らの故意又は過失の有無を問わず、かかる表明及び保証に違反し、あるいはかかる確約に違反した場合、又は当社が違反しているものと判断した場合には、当社によって、本契約に基づく取引が停止されること、又は直ちに本契約が解除されることがありえることを異議なく承諾するものとします。これにより加盟店に損害が生じた場合でも当社に何らの請求は行わず、一切加盟店の責任とします。また、かかる表明及び保証、確約に違反して当社に損害が生じた場合には、その一切の損害を加盟店は賠償しなければならないものとします。

（１）

- ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ④暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

（２）

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
- ⑤換金を目的とする商品の販売行為
- ⑥合理的な理由なく、加盟店（代表者及びその関係者を含む）が保有するコード等を使用する海外コード決済の利用行為
- ⑦その他①ないし⑥に準ずる行為

第４条（海外コード決済の利用）

1. 加盟店は、会員が、海外コード決済の利用による商品の販売、サービスの提供その他加盟店の営業に属する取引を求めた場合は、本規約に従い、現金で取引を行う顧客と同様に、取引を実施するものとします。
2. 加盟店は、コード等の情報、端末、加盟店標識等を本規約に定める以外の用途に使用せず、これらを加盟店以外の第三者に使用させてはならないものとします。
3. 加盟店は、海外コード決済の利用のために新たに端末を導入した場合、当該端末の使用方法に従って適切に取り扱うものとし、当社及び海外決済ブランドの承認を得た取扱店舗内の所定の位置に固定し、当該取扱店舗の所定の位置以外で使用してはならないものとします。
4. 加盟店は、本規約に従い海外コード決済による取引を実施するとともに、当社が定める規定、ルール及び指示等（改定された場合は改定後のものを含みます。以下同じとします）を遵守するものとします。

第５条（取扱商品）

1. 加盟店は、海外コード決済において取扱う商品及びサービスについては、事前に当社所定の方法で当社に届け出たうえで、当社及び海外決済ブランドの承認を得るものとし、変更する場合も同様とします。ただし、加盟店は、当社及び海外決済ブランドによる承認の有無にか

かわらず、以下のいずれかに該当するか又は該当するおそれがある商品及びサービスを取り扱ってはならないものとします。

- (1) 当社が公序良俗に反すると判断するもの
 - (2) 銃刀法、麻薬取締法、ワシントン条約その他関連法令の定め違反するもの
 - (3) 当社又は第三者の著作権、肖像権、商標権その他知的財産権その他の権利を侵害するもの
 - (4) 商品券、印紙、切手、回数券、プリペイドカードその他の有価証券等の換金性の高い商品及び当社が別途指定した商品、サービス等
 - (5) その他会員との紛議若しくは不正利用の実態等に鑑み又は当社及び海外決済ブランドのブランドイメージ保持の観点から、当社が不適当と判断したもの
2. 前項による当社及び海外決済ブランドの承認は、当該商品又はサービスが前項各号のいずれにも該当しないことを保証するものではなく、当社及び海外決済ブランドによる承認後に、承認に係る商品又はサービスが、前項各号のいずれかに該当すること若しくはそのおそれがあることが判明した場合、又は、法令、海外決済ブランドの規則等の変更等により、前項各号のいずれかに該当すること（そのおそれがある場合を含む）となった場合、当社は、加盟店に対する何らの責任を負うことなく、当該承認を撤回することができるものとします。
3. 前2項にかかわらず、当社が、取扱う商品又はサービスについて報告を求めた場合には、加盟店は、速やかに報告を行うものとし、当社が第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合には、加盟店は、直ちに海外コード決済を利用した当該商品の販売及びサービスの提供を中止するものとします。

第6条（海外コード決済の方法）

1. 加盟店は、会員から海外コード決済の利用による商品又はサービスの取引の要求があった場合は、当社の指定する方法により、以下の各号いずれかの手続を行ったうえで、当該取引金額について、海外コード決済において必要とされる承認等を得るものとします。
 - (1) 会員が提示する会員コードを加盟店の端末で読み取ったうえで、商品又はサービスの取引金額その他当社所定の決済に必要な情報を入力する手続
 - (2) 加盟店が提示するコード等を会員の端末で読み取らせたうえで、会員において商品又はサービスの取引金額その他当社所定の決済に必要な情報を入力させる手続
2. 加盟店は、故障、通信障害等何らかの理由で端末の使用ができない場合は、海外コード決済による取引が行えないことを承諾するものとします。
3. 海外コード決済による支払の対象は、商品の販売代金及びサービスの提供代金（いずれも税金、送料等を含みます）のみとし、現金の立替、過去の売掛金の精算等は含まれないものとします。
4. 加盟店は、海外コード決済により支払いがなされる金額を不正に増減しないものとします。海外コード決済により支払われた金額に誤りがある場合には、第10条に基づき海外コード決済の取消処理を行ったうえで、本条の手続により、新たに海外コード決済による取引を行うものとし、
5. 加盟店は、海外コード決済を行うに際して、会員に対し、取引代金の確認を求め、その承認を得るものとします。
6. 加盟店は、海外コード決済を行った場合、当社所定の売上票又は当社が事前に承認した書式による売上票を作成するものとします。また、加盟店は、売上票を加盟店の責任において保管及び管理し、他に譲渡しないものとします。加盟店は、売上票、会員が署名した商品等の

配送伝票その他の証憑を、当該海外コード決済による取引の日から5年間保管しなければならないものとします。

7. 加盟店は、海外コード決済の利用による取引を要求した会員に対して、商品の販売代金及びサービスの提供代金について手数料等を上乗せする等現金で取引を行う顧客と異なる代金の請求をしたり、海外コード決済の円滑な使用を妨げる何らかの制限を加えたりしないものとします。また、正当な理由なくして海外コード決済の利用を拒絶し、代金の全額又は一部（税金、送料等を含みます）に対して直接現金支払いを要求する等、会員に対して差別的取扱いは行わないものとします。
8. 前7項にかかわらず、加盟店は、当社が必要又は適当と認めて、海外コード決済の方法を変更し、変更後の内容を通知した場合には、変更後の内容による海外コード決済を行うことができない合理的な事由がある場合を除き、変更後の方法により海外コード決済を行うものとします。

第7条（端末の取扱いについて）

1. 加盟店は、海外コード決済の利用開始日までに、当社が指定する加盟店の端末を自力で調達する方法、当社から買取る方法、リース会社を介したリース契約により調達する方法その他当社が認める方法により、用意するものとします。
2. 当社又は海外決済ブランドは、加盟店に対し、当該加盟店が加盟店の端末を用意した後、海外コード決済を利用するために必要となるアプリケーションを提供します。
3. 当社は、故意又は重過失がある場合を除き、海外コード決済に係るシステム（海外決済ブランドのシステムを含むものとし、以下同じ）のトラブル、通信トラブルに関して加盟店その他の第三者に対して何らの責任も負わないものとします。
4. 加盟店は、加盟店の端末について、紛失、盗難等の事実が判明した場合には、速やかに当社又は当社の指定する者に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとし、これに基づき当社又は海外決済ブランドに生じた一切の損害を補償するものとします。
5. 加盟店の端末を通じた通信は、加盟店が電気通信事業者又はインターネットサービスプロバイダから提供を受けた電気通信回線により接続するものとし、通信料は、加盟店の負担とします。
7. 加盟店は、端末での海外コード決済利用に先立ち決済テストを実施し、海外コード決済の取扱いができることを事前に確認するものとします。

第8条（不審・不正な取引の通報、調査協力）

1. 加盟店は、提示された決済サービスコード等について不審があると判断する場合、同一会員が異なる決済サービスコード等を提示した場合、当社が予め通知した偽造・変造に該当すると思われる場合、マネー・ロンダリングの疑いがある場合又は当該取引について日常の取引から判断して異常に大量若しくは高価な購入の申込がある場合には、海外コード決済を行うに先立ち当社と協議し、当社の指示に従うものとします。
2. 加盟店は、明らかに偽造・変造と認められる決済サービスコード等の提示を受けた場合、直ちに当社に連絡するものとします。
3. 加盟店は、会員から加盟店又は当社若しくは 海外決済ブランドに対し、海外コード決済を通じて不正取引がなされたという主張がなされた場合、当社の求めに応じ、加盟店が適正に当該取引を行ったことを証明する売上票等の資料を当社に提出するものとします。かかる資料には、当該取引の商品名、金額の情報及び防犯カメラの映像を含みますがこれらに限られないものとします。加盟店がかかる資料の提出を怠った場合又はかかる不正取引が加盟

店の故意若しくは重過失に基づくものである場合には、加盟店は、当該不正取引に係る取引金額全額を当社又は海外決済ブランドに支払うものとします。

4. 1か月間の単一の海外コード決済ブランドの不正使用の累計額が（1）5,000元（円との換算レートは当社が任意に定めるものとし、海外決済ブランドにより当該金額が変更された場合には変更後の金額とする）を超え、かつ（2）当該加盟店における当該決済ブランドの決済総額に対して海外決済ブランドの指定する割合を超える場合、加盟店は当社又は会が決済ブランドの要求に従い、不正取引のリスクを軽減するための合理的な協力を行うものとし、当社又は海外決済ブランドから合理的に要求された予防措置を、速やかに実施しなければならないものとします。
5. 前4項の場合、当社が当該会員による海外コード決済の使用状況に関する報告を求めた場合、加盟店はこれに協力します。
6. 加盟店は、前5項の場合に限らず、当社が会員の海外コード決済の利用状況など調査協力を求めた場合、これに協力するものとします。
7. 加盟店は、当社が海外コード決済の不正使用防止に協力を求めた場合、これに協力するものとします。
8. 加盟店は、加盟店契約終了後も当社又は海外決済ブランドが必要と認めた場合には調査に協力するものとし、調査の結果当社又は海外決済ブランドが必要と判断した場合、立替払金を返還するものとします。

第9条（不正利用等発生時の対応）

1. 加盟店は、その行った海外コード決済につき、第6条に違反し又は不正利用がなされた場合には、必要に応じて、遅滞なくその是正及び再発防止のために必要な調査を実施し、当該調査の結果に基づき、是正及び再発防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実施するものとします。
2. 加盟店は、前項の海外コード決済につき、第7条に違反し又は不正利用がなされた場合には、直ちにその旨を当社に対して報告すると共に、遅滞なく、前項の調査の結果並びに是正及び再発防止のための計画の内容並びにその策定及び実施のスケジュールを報告するものとします。

第10条（海外コード決済の円滑な実施）

1. 加盟店は、海外コード決済による取引又はその勧誘を行う場合には、本規約、海外決済ブランドの規則等、当社が定める規定、ルール及び指示等及び割賦販売法、特定商取引に関する法律、消費者契約法等の関連法令を遵守するものとします。また、当社が関連法令を遵守するために必要な場合には、当社の要請により、加盟店は、必要な協力を行うものとします。
2. 加盟店は、海外コード決済による取引を行った場合、直ちに商品又はサービスを会員に引渡し又は提供するものとします。ただし、売上表記載の売上日に引渡し又は提供することができない場合は、会員に書面をもって引渡し時期等を通知するものとします。
3. 加盟店は、割賦販売法第2条第3項に定められる包括信用購入あっせん取引を行った場合、割賦販売法に定める事項などを記載した書面を遅滞なく会員へ交付しなければならないものとします。また、加盟店は、本項に定める以外の割賦販売法その他の法令上加盟店に課される会員に対する書面交付義務を遵守するものとします。
4. 加盟店は、会員が割賦販売法及び特定商取引に関する法律に定める海外コード決済の申込の撤回又は海外コード決済の解除（以下「クーリング・オフ」といいます）を行った場合、直ちに当社に対し当該海外コード決済の取消の手続を行うものとします。

5. 加盟店は、会員から海外コード決済による取引解除の申し出があった場合、直ちに当社に届出るとともに、当社所定の方法により当該会員と当該海外コード決済による取引の精算を行うものとします。
6. 加盟店は、加盟店の事由により商品又はサービス等の引渡し又は提供が困難となったときは、直ちにその旨を会員及び当社へ連絡するものとします。
7. 加盟店が、海外コード決済の取消し又は解約等を行う場合には、直ちに当社所定の方法にて当該債権に係る手続の取消しを行うこととし、当社は第 12 条に準じて処理するものとします。
8. 加盟店は、前項により手続を取消した売上債権の立替払金が当社より支払済みである場合には、直ちにこれを返還するものとします。また、この場合、当社は第 16 条第 3 項を準用することができるものとします。

第 11 条（海外コード決済による取引の責任）

加盟店は、本規約に定める手続によらず海外コード決済による取引を行った場合、加盟店が一切の責任を負うものとし、当社の申出により第 16 条の規定に従うものとします。

第 12 条（立替払等）

1. 加盟店は、当社が求める場合、当社に対し、所定の期限までに端末を通じて当社の定める事項に関するデータを送信するものとします。
2. 加盟店は、海外決済ブランドから取引の承認を得たことをもって当社に立替払いを請求したものとします。
3. 第 1 項に基づき当社が加盟店に対して海外コード決済の売上に関するデータの送信を求めたにもかかわらず、所定の期限以降にデータが送信された売上債権について、当社が当該売上債権の立替払いにより会員に対し取得した債権の回収ができなかった場合、当社が加盟又は提携する組織に加盟している若しくは当社と提携関係にある日本国内及び日本国外の会社が、正当な理由により当社が当該売上債権を立替えて支払うことにつき拒否又は異議を唱えた場合又は当該会社が当該売上債権の立替払いにより会員に対し取得した債権の回収ができなかった場合は、加盟店が一切の責任を負うものとし、当社の申出により第 16 条の規定に従うものとします。
4. 加盟店は、売上債権の立替払い請求をすることにより発生する加盟店の当社に対する債権を第三者に譲渡し、若しくは立替えて支払わせることはできないものとします。
5. 当社による加盟店への立替払金支払債務は、本条第 2 項の立替払いの請求を以ってその効力を発生するものとします。

第 13 条（支払方法）

1. 当社は、当社所定の方法、頻度（締日、支払日等）で売上債権にかかる加盟店への立替払金を加盟店に対して支払うものとします。ただし、当社と別途約定がある場合には、その定めに従うものとします。
2. 前項の支払いは、各支払日における売上債権額から当社所定の計算方法で第 17 条に定める手数料を差し引いた金額を加盟店指定の預金口座へ振込むものとします。なお、支払日の当日が金融機関の休業日の場合には、月中日の場合は翌営業日を支払日とし、月末日の場合は前営業日を支払日とします。

3. 前2項の規定にかかわらず、当社による加盟店に対する海外コード決済精算金の支払に係る義務は、当社が海外決済ブランドから受領した海外コード決済に係る精算金額から手数料を控除した金額を上限とし、当社は、かかる金額を超えて支払義務を負わないものとします。
4. 前項に加え、当社は、海外決済ブランド承認が得られた海外コード決済が以下のいずれかの事由に該当する場合、加盟店に対し、当該海外コード決済に関する海外コード決済精算金の支払いの義務を負わないものとします。ただし、本項第1号又は第2号に該当する場合で、当社が当該海外コード決済に関する海外コード決済精算金の支払いを承認した場合はこの限りではないものとします。
 - (1) 本規約に違反して海外コード決済が行われた場合
 - (2) 明らかな不正使用に対して海外コード決済が行われた場合
 - (3) その他加盟店に本規約の規定につき重大な違反があった場合
 - (4) 事由の如何を問わず、海外決済ブランドから当該海外コード決済に係る取引の代金額が当社に支払われない場合
 - (5) 加盟店が本規約に違反して債権を当社又は発行者以外の第三者に譲渡した場合
5. 加盟店から提出された売上債権の正当性に疑義があると当社が認めた場合、加盟店は正当性を証明できる資料の提出等当社の調査に協力し、当社は調査が完了したと判断するまで加盟店に対する当該代金の支払いを保留できるものとします。この場合、保留した支払代金について法定利息その他遅延損害金は発生しないものとします。
6. 本条に基づく支払いは、売上債権が日本円以外の通貨による場合には、発行者が指定する為替レートを適用して日本円に換算したうえで行うものとします。
7. 加盟店は、本条に基づく立替払金の支払が、当社の委託する第三者によって代行される場合があることをあらかじめ異議を述べることなく承諾するものとします。

第14条（会員との紛議と海外コード決済利用代金等）

1. 加盟店は、会員に対して販売した商品又は提供したサービス等の契約内容不適合その他の商品又はサービスに関する加盟店と会員間の問題に関し、会員との間で紛議が生じた場合、遅滞なく当該紛議を自らの責任と費用負担の下、解決するものとします。
2. 加盟店は、前項の紛議の解決にあたり、当社の承諾なく会員に対して当該海外コード決済利用代金を直接返還しないものとします。
3. ①第1項の紛議を理由に会員が当該海外コード決済利用代金の支払いを拒否した場合、②会員紛議が発生する可能性があるとして当社が認めた場合、又は③会員の当社に対する支払いが滞った場合、当社は、上記①の場合は当該紛議が解決するまで、上記②の場合は当該可能性がなくなると当社が認めるまで、上記③の場合は当該会員による支払が行われるまで、加盟店に対する当該利用代金の支払いを保留できるものとします。この場合、保留した支払代金について法定利息その他遅延損害金は発生しないものとします。

第15条（会員との紛議に関する措置等）

1. 加盟店は、会員と当社との間に紛議が生じた場合、当社に対し、当社の求めに応じて、会員との取引の態様、紛議の発生要因について7日以内に報告するものとします。
2. 加盟店は、前項の報告その他当社の調査の結果、当社が会員の紛議が加盟店の関連法令で禁止されている行為に起因するものと認めた場合には、当該行為の防止体制、苦情処理体制に関する事項その他当該行為の防止のために当社が必要と認める事項を、当社の求めに応じて報告しなければならないものとします。
3. 加盟店は、第1項の報告その他当社の調査の結果、当社が会員の紛議の発生状況が、他の加盟店と比較して会員の利益の保護に欠けると認める場合には、当該行為の詳細事項、当該行

為の防止体制、苦情処理体制に関する事項その他の当該行為の防止のために当社が必要と認める事項を、当社の求めに応じて報告しなければならないものとします。

4. 当社は、前3項の報告その他当社の調査の結果、必要があると認める場合には、加盟店に対し、所要の措置を行うことができ、加盟店はこれに従うものとします。ただし、当社による指導は、加盟店を免責するものではありません。当社が行う措置、指導には以下を含みますが、これに限られません。

- ①文書又は口頭による改善要請
- ②海外コード決済の停止
- ③本契約の解除

第16条（立替払金の返還等（買戻し）の特約）

1. 以下のいずれかに該当した場合、当社は、立替払いをせず、又は立替払金が当社より支払済みである場合は返還を請求できるものとします。当社は、下記の何れかの事由が存在すると合理的に判断する場合には、加盟店に対し、当該事由の存否を照会することができ、加盟店は速やかに、当該事由の不存在を証明しなければならないものとします。加盟店がこの証明を行わない場合には、当社は、立替払金の返還を請求等できるものとします。
 - (1) 当社が立替払いをした売上債権にかかる売上データが正当なものでないことその他売上データの記載内容が不実不備であった場合
 - (2) 第6条の規定に違反して海外コード決済を行った場合
 - (3) 本規約に定める手続によらず海外コード決済を行った場合
 - (4) 第12条第3項の事態が発生した場合
 - (5) 第13条第5項の調査に対して当社が合理的と認める協力が無い場合
 - (6) 第14条第1項の会員との紛議が解決されない場合
 - (7) 会員がクーリング・オフを行ったにもかかわらず海外コード決済の取消を行わない場合
 - (8) 会員が第10条第5項に定める海外コード決済の解除を行った場合
 - (9) その他本規約の規定に違反して海外コード決済が行われたことが判明した場合
2. 第10条第6項の販売又は提供を行った加盟店が会員に対して商品の販売又はサービスの提供が困難になった場合において、この事態を理由に会員が未提供の商品又はサービス等に相当する代金の支払いを拒否したとき、会員の当社に対する支払いが滞ったとき、又は会員が当社に対して当該代金の返還を求めたときは、当社は加盟店に対し、立替払金の返還を請求等できるものとします。
3. 前2項の場合、加盟店は当該売上債権及び他の売上債権の立替払いに伴い生ずる第13条第2項に規定する振込金から、返還請求等の対象となった立替払金を差引充当すること、及び当該立替払金に不足が生じる場合は次回以降の振込金を順次当該立替払金に充当することを承諾するものとします。
4. 前項の手続を行ったにもかかわらず、当社が返還等を請求した日から2か月以上を経過した残金がある場合、加盟店は当社の請求により遅滞なくその残金を一括して支払うものとします。なお、返還等を請求した日とは当社が口頭又は書面により加盟店に通知した日とします。

第17条（手数料の支払い）

加盟店は、海外コード決済の種類に応じて、海外コード決済額に対して当社所定の手数料率により計算した金額を手数料として当社に支払うものとします。

第18条（海外決済ブランドの規則等の遵守）

1. 加盟店は海外コード決済による取引にあたり、海外決済ブランドの規則等に準拠した取扱いを行わなければならないものとします。
2. 加盟店が海外決済ブランドの規則等に準拠した取扱いを行うために要する費用は、加盟店の負担とします。
3. 加盟店は、海外決済ブランドの規則等に変更（制定、廃止等を含みます）があった場合は、変更後の内容が適用されるものとし、当該変更起因して加盟店に生じる費用、損害、第三者に対する責任は、加盟店が負担するものとします。
4. 海外決済ブランドが、加盟店側の事由に起因して、当社に違約金、反則金、手数料等（名称の如何は問わないものとします）を課すことを決定した場合、加盟店は、当社の請求に応じて違約金、反則金、手数料等の額と同額の金員を当社に支払うものとします。

第19条（加盟店の禁止行為）

加盟店は、以下の各号に定める行為又はこれに類似する行為を行ってはならないものとします。また、加盟店の役員又は従業員が以下の各号に定める行為又はこれに類する行為を行った場合には、加盟店が自らこれを行ったものであるとみなされるものとします。

- （1）加盟店が加盟店として届け出た名義を第三者に使用させ、又は第三者が使用することを容認し、あたかも加盟店が当該顧客と直接取引をしたかのように装うこと
- （2）顧客との間に真実取引がないのに、それがあつたかのように会員と通謀しあるいは会員に依頼して取引があるかのように装うこと
- （3）顧客と取引を行うあるいは取引の勧誘にあたり、違法又は不適切な行為を行うこと
- （4）第三者の売掛金の決済、回収のために本規約に基づく決済を利用すること
- （5）公序良俗に違反することその他監督官庁から改善指導、行政処分等を受ける行為又はその虞のある行為をすること
- （6）合理的な理由なく、加盟店が保有するコード等を使用して、本規約にかかる海外コード決済を行うこと
- （7）その他本規約に違反すること

第20条（状況報告等）

加盟店は、当社から求められたときは、最新の決算状況及び特定時期の財務状況について、文書その他当社が適当と認める方法により、当社に対し報告を行うものとします。

第21条（届出事項の変更等）

1. 加盟店は、当社に対して届けている商号、代表者の氏名及び生年月日、所在地、電子メールアドレス、取扱店舗、取扱商材及び販売方法又は役務の種類及び提供方法、指定預金口座等加盟店申込書又は本規約に定める届出事項等に変更が生じた場合、当社所定の方法により遅滞なく当社に届出るものとします。
2. 加盟店は、前項の届出がないために当社からの通知その他送付書類、振込金が延着し、又は到着しなかった場合には、通常到着すべきときに加盟店に到着したものとみなされても異議を述べないものとします。

第 22 条（営業秘密等の守秘義務等）

1. 加盟店及び当社は、本契約の履行上知り得た相手方の技術上又は営業上その他の秘密（以下「営業秘密等」といいます）を、相手方の事前の同意を得ることなく、第三者に提供、開示又は漏えいせず、本規約に定める業務目的以外の目的に利用しないものとします。ただし、以下のいずれかに該当することが証明された情報は営業秘密等に含まれないものとします。
 - （1）当該情報を受領した時点で、既に公知であった情報
 - （2）当該情報を受領した後に、当該情報を受領した当事者の責めに帰すべき事由によらずして公知となった情報
 - （3）当該情報を受領した時点で、当該情報を受領した者が既に保有していた情報（守秘義務の制約の下で相手方から開示された情報を除く）
 - （4）当該情報を受領した後に、守秘義務に服さない第三者から守秘義務を負うことなく適法かつ正当に開示を受けた情報
2. 前項の営業秘密等には、当社より加盟店宛に提供する事務連絡票の情報等が含まれるものとします。
3. 加盟店及び当社は、営業秘密等を滅失、毀損、漏えい等（以下「漏えい等」といいます）することがないように必要な措置を講ずるものとし、当該情報の漏えい等に関し責任を負うものとします。
4. 加盟店及び当社は、本契約を履行するうえで知る必要のある自己の役員、従業員に対してのみ、就業規則、その他社内規程等により、本条と同等の機密保持義務等を課したうえで、相手方の営業秘密を開示することができるものとします。
5. 加盟店及び当社は、営業秘密等をその責任において万全に保管するものとし、本契約が終了した場合に相手方の指示があるときは、その指示内容に従い返却又は廃棄するものとします。
6. 本条の定めは、本契約の終了後も有効とします。

第 23 条（個人情報の守秘義務等）

1. 加盟店は、加盟店が知り得た個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に定義される個人情報をいいます。以下同じとします）を、秘密として保持し、当社の書面による事前の同意を得ることなく、第三者に提供、開示、漏えいせず、本契約に定める業務目的以外の目的に利用しないものとします。
2. 前項の個人情報には、次に定める情報が含まれるものとします。
 - （1）加盟店及び当社間でペーパーや MT 等を媒介にオフラインで交換される会員の個人に関する情報
 - （2）加盟店が当社から直接受け取った会員の個人に関する情報（申込書等）
 - （3）当社を経由せず、加盟店が受け取った会員の個人に関する情報（加盟店売上情報等）
 - （4）海外コード決済を利用することで加盟店のホストコンピューターに登録される会員の個人に関する情報（加盟店売上情報等）
3. 加盟店は、個人情報を漏えい等することがないように必要な措置を講ずるものとし、当社の支配が可能な範囲を除き個人情報の漏えい等に関し責任を負うものとします。
4. 加盟店は、個人情報をその責任において万全に保管し、本規約が終了した場合は、直ちに当社に返却するものとします。ただし、当社の指示があるときは、その指示内容に従い返却又は廃棄するものとします。

5. 本条の定めは、本契約の終了後も有効とします。

第 24 条（委託の場合の個人情報等の取扱い）

1. 加盟店は、本規約に関わる業務処理を第三者に委託する場合（数次委託を含むものとし、以下同じとします）（以下この委託を受けた第三者を「委託先」といいます）には、当社の事前の承認を得たうえで、十分な個人情報の保護水準を満たしている委託先を選定し、委託先に本規約における加盟店と同様の機密保持義務及び個人情報管理措置義務等を課す内容を含む契約を委託先と締結するものとします。ただし、加盟店が当社の同意を得て委託を行う場合であっても、本規約上の加盟店の義務及び責任は一切免除又は軽減されないものとします。委託先は、加盟店の履行補助者であり、委託先の行為及び故意又は過失は、加盟店の行為及び故意又は過失とみなすものとします。
2. 本条の定めは、本契約の終了後も有効とします。

第 25 条（第三者からの申立）

1. 個人情報の漏えい等に関し、会員を含む第三者から、訴訟上又は訴訟外において、当社に対する損害賠償請求等の申立がされた場合、加盟店は、当該申立の調査解決等につき当社に全面的に協力するものとします。
2. 前項の第三者からの当社に対する申立が、第 23 条第 3 項に定める加盟店の責任範囲に属するときは、加盟店は、当社が当該申立を解決するのに要した一切の費用（直接の費用であるか間接の費用であるかを問わず、弁護士費用等を含むものとします）を負担するものとし、加盟店は、当社の請求に従い、当該費用相当額を直ちに支払うものとします。
3. 本条の定めは、本契約の終了後も有効とするものとし、営業秘密等の漏えい等に関し、第三者から加盟店又は当社に対する損害賠償等の申立がされた場合に準用されるものとします。

第 26 条（個人情報安全管理措置）

1. 加盟店は、個人情報管理責任者を設置するものとし、個人情報管理責任者は、加盟店及び委託先における個人情報の目的外利用、漏えい等が発生しないよう情報管理の制度、システムの整備及び改善、社内規定の整備、従業員の教育、委託先の監督等適切な措置を講ずるものとします。
2. 加盟店は、売上票、端末及びそれらに記載又は記録されている個人情報を本規約に定める業務目的以外の目的に利用しないものとします。また、加盟店は、売上票の加盟店控えを自己の責任において厳重に保管管理するとともに、端末に海外コード決済を抜き取るための装置等を設置されないよう自己の責任において管理するものとします。
3. 加盟店は、個人情報を会員に公表又は通知した以外の目的に使用し、又は、会員の同意なく第三者に提供、開示、漏えい等したときには、直ちに当社に報告し、当社の指示に従うものとします。
4. 当社は、加盟店による個人情報の漏えい等が、安全管理措置の不備（加盟店が設置するコンピュータその他サーバの脆弱性を含みますが、これに限られません）に起因するものと認めた場合には、加盟店に対し、必要かつ合理的な指導を行うことができ、加盟店は、当該指導に基づき、必要な措置を講じるものとします。この指導は、以下のものを含みますが、これに限られません。ただし、当社による指導は、加盟店を免責するものではないものとします。

- ①外部の第三者から加盟店が個人情報を保有するコンピュータその他のサーバに侵入されない強固なシステムの整備及び改善
- ②当社が指定する情報の廃棄徹底

第 27 条（調査）

1. 当社は、以下の各号のいずれかの事由があるときは、自ら又は当社が適当と認めて選定した者により、加盟店に対して当該事由に対応して必要な範囲で調査を行うことができるものとし、加盟店は、これに応じるものとします。
 - (1) 加盟店又は委託先において個人情報の漏えい等が生じ又はそのおそれがあるとき
 - (2) 加盟店が行った海外コード決済による取引について不正利用が行われ又はそのおそれがあるとき
 - (3) 加盟店が第 6 条第 1 項、第 9 条、第 21 条、第 26 条又は第 28 条のいずれかに違反しているおそれがあるとき
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、加盟店の海外コード決済に関する苦情の発生の状況その他の事情に照らし、当社が加盟店に対する調査を実施する必要があると認めたとき
2. 前項の調査は、その必要に応じて以下の各号の方法によって行うことができるものとします。
 - (1) 必要な事項の文書又は口頭による報告を受ける方法
 - (2) 個人情報の適切な管理又は不正利用の防止のための措置に関する書類その他の物件の提出又は提示を受ける方法
 - (3) 加盟店若しくは委託先又はその役員若しくは従業員に対して質問し説明を受ける方法
 - (4) 加盟店又は委託先において個人情報の取扱いに係る業務を行う施設又は設備に立ち入り、個人情報の取扱いに係る業務について調査する方法
3. 前項第 4 号の調査には、電子計算機、ネットワーク機器その他個人情報をデジタルデータとして取り扱う機器を対象とした記録の復元、収集又は解析等を内容とする調査（デジタルフォレンジック調査）が含まれるものとします。
4. 当社は、第 1 項第 1 号又は第 2 号の調査を実施するために必要となる費用であって、当該調査を行ったことによって新たに発生したものを加盟店に対して請求することができます。ただし、本条第 1 項第 2 号に基づく調査については、加盟店が第 9 条第 1 項に定める調査及び同条第 2 項に定める報告に係る義務を遵守している場合にはこの限りではありません。

第 28 条（是正計画の策定と実施）

1. 以下の各号のいずれかに該当する場合には、当社は加盟店に対して期間を定めて当該事案の是正及び改善のために必要な計画の策定と実施を求めることができ、加盟店はこれに応じるものとします。
 - ①加盟店又は委託先が第 26 条第 2 項及び第 3 項の義務に違反し、又はそれらのおそれがあるとき
 - ②加盟店又は委託先の保有する個人情報の漏えい等が発生、又はそのおそれがある場合であって、第 29 条第 4 項の義務を相当期間内に履行しないとき
 - ③加盟店が第 6 条第 1 項に違反し又はそのおそれがあるとき
 - ④加盟店が行った海外コード決済について不正利用が行われた場合であって、第 9 条の義務を相当期間内に履行しないとき
 - ⑤加盟店が法令又は本規約に違反するとき

- ⑥前各号に掲げる場合の他、加盟店の海外コード決済に関する苦情の発生の状況その他の事情に照らし、割賦販売法に基づき、当社に対し、加盟店についてその是正改善を図るために必要な措置を講ずることが義務付けられるとき
2. 当社は、前項の規定により計画の策定と実施を求めた場合において、加盟店が当該計画を策定若しくは実施せず、又はその策定した計画の内容が当該計画を策定する原因となった事案の是正若しくは改善のために十分ではないと認めるときには、加盟店と協議の上、是正及び改善のために必要かつ適切と認められる事項（実施すべき時期を含む）を提示し、その実施を求めることができますものとしします。

第 29 条（海外コード決済の変更及び停止）

1. 加盟店は、システムの障害時、定期点検を含むシステムの保守管理に必要な場合、ゲートウェイサービスに係る電気通信回線について、電気通信事業者又はインターネットサービスプロバイダがその提供を中止した場合、ゲートウェイサービスの提供に必要な、第三者が提供するソフトウェア、開発手法、ネットワーク等の技術に起因して、ゲートウェイサービスに重大な脆弱性が生じ、又は生じる恐れがある場合、工事の場合、その他やむを得ない場合（コンピューター・ウィルス、ハッカーによる攻撃等を含みますがこれらに限らない）には、加盟店の端末の利用及び海外コード決済を行うことができないことをあらかじめ異議を述べることなく承諾するものとしします。かかる場合、当社又は海外決済ブランドは、加盟店の逸失利益、機会損失等一切の損害又は損失について何らの責も負わないものとしします。
2. 加盟店は、海外決済ブランドによる海外コード決済の停止、中止、海外決済ブランドのシステムの不具合その他海外決済ブランドに起因する事由で海外コード決済が停止又は中止される可能性があることをあらかじめ異議を述べることなく承諾し、かかる海外コード決済サービスの停止又は中止に関して、当社は、何らの責も負わないものとしします。
3. 加盟店は、海外決済ブランドが以下の各号のいずれかに該当すると海外決済ブランドの任意の裁量により判断した場合、何ら法的責任を負うことなく、海外コード決済を停止又は中止される可能性があることをあらかじめ異議を述べることなく承諾し、かかる海外コード決済の停止又は中止に関して、当社は、何らの責も負わないものとしします。
- （1）当該加盟店において海外コード決済を通じて不正な取引が行われる可能性が高い場合
- （2）加盟店として登録された日から 90 日以内に海外コード決済を行わない場合、又は長期間にわたり海外コード決済を行わない場合
- （3）加盟店が本規約又は海外決済ブランドの規約等に違反した場合
- （4）その他海外決済ブランドが必要と判断した場合
4. 天災地変、戦争、内乱、暴動、停電、通信設備その他機器の事故、通信事業者の役務提供の停止又は緊急メンテナンスの実施、内外法令の制定・改廃、公権力による命令、処分、指導、疾病の流行等の公衆衛生に関する緊急事態、第三者による情報の改竄や漏えい等により発生した損害、その他当社の責に帰することのできない事由により、当社が本契約の全部又は一部を履行できなかった場合、当社は、その履行できなかった範囲で責任を負わず、本契約上の義務を免除されるものとしします。

第 30 条（契約解除等）

1. 第 32 条の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかの事態が発生した場合、又は当社が違反しているものと認めた場合、当社は、加盟店に何らの通知を要することなく、本契約を直ちに解除できるものとしします。この場合、加盟店は、当社に対する一切の未払債務について

当然に期限の利益を失うものとし、これを直ちに支払うとともに、当社に生じた損害（弁護士費用を含むものとします）を賠償するものとします。

- (1) 加盟店が他のクレジットカード会社又は海外決済ブランドとの取引に係る場合も含めて海外コード決済制度を悪用していることが判明した場合
- (2) 加盟店の営業又は業態が公序良俗に反すると当社が判断した場合
- (3) 加盟店が監督官庁から営業の取消又は停止処分を受けた場合
- (4) 加盟店が自ら振出し若しくは引受けた手形又は小切手につき不渡処分を受ける等支払停止状態に至った場合
- (5) 加盟店が差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分を受け、又は民事再生手続の開始、会社更生手続の開始、破産その他これに類似する倒産手続の開始、若しくは競売を申立てられ、又は自ら民事再生手続の開始、会社更生手続の開始若しくは破産その他これに類似する倒産手続の申立を自らした場合
- (6) 加盟店がその他経営状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の事由がある場合
- (7) 加盟店（加盟店の役員・従業員を含み、以下本号及び次号において同じ）が、暴力団員等に該当した場合、又は次の①ないし⑤のいずれかに該当したことが判明した場合
 - ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (8) 加盟店が、自ら又は第三者を利用して、次の①ないし⑦のいずれかに該当する行為をした場合
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し又は、当社の業務を妨害する行為
 - ⑤換金を目的とする商品の販売行為
 - ⑥合理的な理由なく、加盟店（代表者及びその関係者を含む）が保有するスコード等を使用する、本規約にかかる海外コード決済利用行為
 - ⑦その他①ないし⑥に準ずる行為
- (9) 加盟店届出の店舗所在地に取扱店舗が実在しない場合
- (10) 加盟店が割賦販売法、特定商取引に関する法律、消費者契約法等の法令に違反していることが判明した場合
- (11) 加盟店申込書又は本規約に定める届出（変更の届出を含む）に記載事項を偽って記載したことが判明した場合
- (12) 第1条第4項に違反し加盟店の地位を第三者に譲渡する行為を行った場合
- (13) 第4条ないし第8条に定める手続によらずに海外コード決済を行った場合
- (14) 第13条第5項に定める当社の調査に対し協力を行わない場合

- (15) 第 16 条の規定に違反して返還等に応じない場合
 - (16) 加盟店に対し第 27 条第 1 項の調査等が完了しない場合や、加盟店がこれらの調査等に対し虚偽の回答をした場合
 - (17) その他加盟店が、本規約に違反した場合若しくは当社が加盟店として不適当と認めた場合
2. 本規約の解約、解除条項又は前項各号のいずれかの事態が発生した場合、本規約の解約、解除条項又は前項に基づき本規約を解除するか否かにかかわらず、当社は、何らの通知を要することなく、当該事態発生前に生じていたか又は当該事態発生後に生じたかにかかわらず、本規約に基づく債務の全部又は一部の支払を保留することができるものとします。この場合、当社は、当該事態の発生前に生じた遅延損害金を除き、法定利息その他遅延損害金の支払義務を負わないものとします。
 3. 第 1 項第 3 号ないし第 5 号のいずれかの事態が発生した場合、本規約に基づき当社が加盟店に対し負担する金銭債務その他の財務給付を行うべき債務と当社が加盟店に対して請求することのできる一切の金銭債権（本規約に基づくものであるか否かは問いません）とは、何らの意思表示を要せず、当然に対当額で相殺されるものとします。本規約の解約・解除条項又は第 1 項各号（第 3 号ないし第 5 号を除きます）のいずれかの事態が発生した場合又は当社が必要又は適当と認めた場合、当社は、本規約に基づき当社が加盟店に対し負担する金銭債務その他の財務給付を行うべき債務と当社が加盟店に対して請求することのできる一切の金銭債権（本規約に基づくものであるか否かは問わない）とを、何らの意思表示を要せず、対当額で相殺することができるものとします。
 4. 加盟店は、第 32 条又は本条第 1 項により本規約が解約又は解除された場合、直ちに加盟店の負担において加盟店標識をとりはずすものとし、未使用の売上票等も含め一切の用度品を直ちに当社へ返却するものとします。
 5. 当社は、加盟店が本規約の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本規約に基づく海外コード決済を一時的に停止することができるものとします。海外コード決済を一時停止した場合には、加盟店は、当社が取引再開を認めるまでの間、海外コード決済を行うことができないものとします。これにより加盟店に損害が生じた場合でも当社に何らの請求は行わず、一切加盟店の責任とします。

第 31 条（損害賠償）

加盟店が本規約に違反して海外コード決済による取引を行った等、加盟店の責めに帰すべき事由により当社、会員、海外決済ブランドその他の第三者が損害を被った場合には、加盟店は、当社、会員、海外決済ブランドその他の第三者に対し当該損害を賠償する責を負うものとします。なお、損害には、海外決済ブランドの規則等により当社が負担することとなった罰金・違約金（名称の如何を問わないものとします）等を含むものとします。

第 32 条（有効期間・解約）

1. 本契約の有効期間は、第 1 条に定める本契約の成立日から 1 年間とします。ただし、有効期間満了の 1 か月前までに当社及び加盟店のいずれからも何らの意思表示のないときは、本契約は、更に 1 年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とします。
2. 加盟店及び当社は、本契約の有効期間中において本契約を解約しようとする場合には、相手方と誠実に協議を行うものとし、協議が整わないと合理的に判断したときは、相手方に 1 か月前までに書面による通知を行なうことにより、本規約を解約することができるものとしま

す。ただし、加盟店が1年以上継続して海外コード決済を取扱っていない場合又は加盟店との連絡不能の状態が相当期間継続した場合は、加盟店との協議を経ることなく、当社は加盟店に1か月前までに書面による通知を行なうことにより、本契約を解約することができるものとします。

第33条（規約の変更、承認）

当社は、あらかじめ変更後の内容を当社ウェブサイトにおいて公表する方法又は通知する方法により周知したうえで、本規約の変更手続を行うことができます。この場合には、当該周知の後に加盟店が会員に対して海外コード決済による取引を行うことをもって変更を承諾したものとし、以後変更後の本規約が加盟店に適用されるものとします。

第34条（本規約に定めのない事項）

当社が加盟店に対し本規約に定めのない事項について通知等を行った場合、加盟店は、当該通知等に基づく取扱いをするものとします。

第35条（準拠法）

本規約は、抵触法の規定にかかわらず、日本法に準拠しそれに従って解釈されるものとします。

第36条（合意管轄裁判所）

加盟店と当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、大阪地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

2023年11月15日制定